

いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

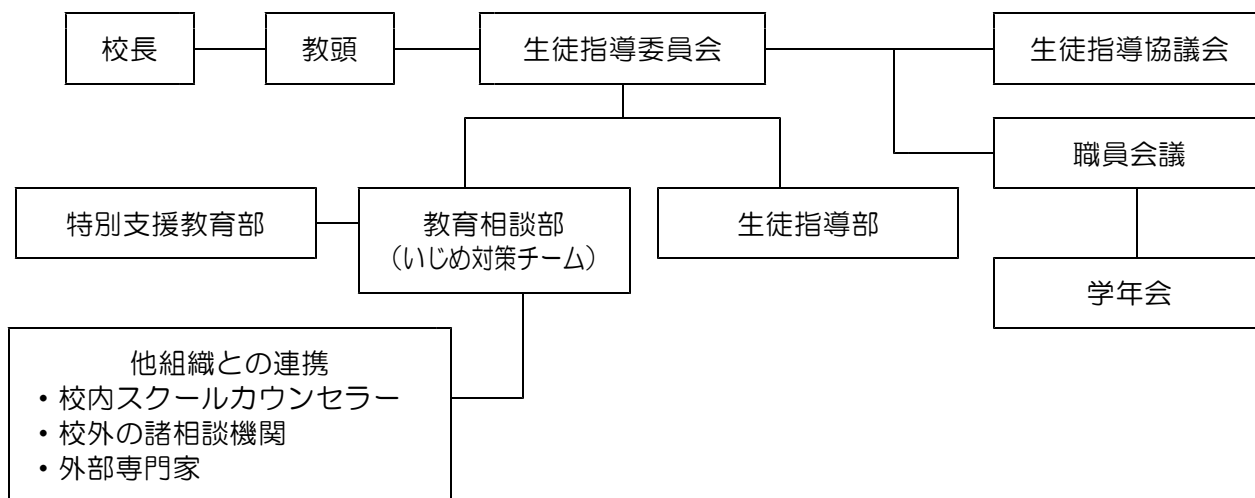
福島市立杉妻小学校

1 目標

- (1) 「いじめは、人間として絶対許されない」ということを児童に認識させ、他者を思いやり、相手を大事にする気持ちを育てる。
- (2) 児童が毎日を安全に楽しく過ごし、誰もが自分の夢や希望を叶えることを可能にするために、「いじめは、どの学校でもどの子にも起こりうる」という危機意識をもち、児童観察や理解に努め、いじめのない学校の実現を目指す。
- (3) いじめられている児童が確認された場合は、「いじめられている子どもを最後まで守りぬく」という信念を持ち、対応に当たる。

2 組織と運営

(1) 組織図



3 いじめの定義といじめに対する基本姿勢

いじめとは「当該児童が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃（インターネットを通じておこなわれるものを含む）を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

※ 具体的ないじめの態様

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団により無視される。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

いじめ防止のための基本姿勢としての5つのポイント

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりにつとめる。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決に当たる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導に当たる。